

地すべり防止施設個別施設計画

令和3年2月

福岡県 農林水産部 農村森林整備課

地すべり防止施設個別施設計画

目次

第1章	概要	1
	(1) 対象施設の概要	
	(2) 対象施設の設定	
	(3) 対象施設の種別・工種	
	(4) 対象施設の現状	
	(5) 計画期間	
第2章	優先順位の考え方	4
	(1) 施設の健全度評価	
	(2) 保全対象の重要度	
第3章	個別施設の状態	5
	(1) 抑制工	
	(2) 抑止工	
第4章	対策の内容等	6
	(1) 対策の内容	
	(2) 対策の実施時期・対策費用	

第1章 概要

(1) 施設の概要

地すべり等防止法第3条に基づき農林水産大臣が指定した林野庁所管を除く24区域において、福岡県が管理する同法第2条第3項に規定された地すべり防止施設を対象とする。

(2) 対象施設の設定

本計画の対象とする施設は、福岡県が管理する24区域の地すべり台帳（令和2年3月時点）に記載がある抑制工680箇所、抑止工249箇所とする。

また、効率的・効果的な計画の実行のため、県内を3地区（農林事務所単位）として設定する。

○地区別施設数

（単位：箇所）

	福岡	朝倉	八幡	飯塚	筑後	行橋	合計
抑制工	0	0	0	5	667	8	680
抑止工	0	0	0	5	242	2	249
合計	0	0	0	10	909	10	929

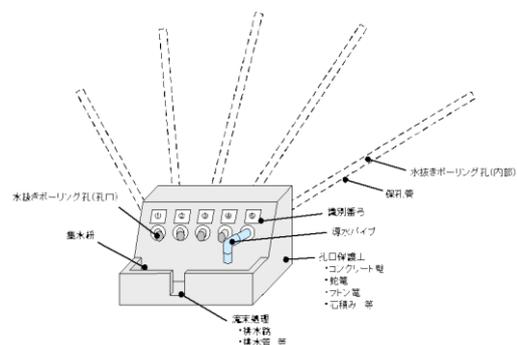
※抑制工：地すべりの原因（地下水など）を制御する施設

抑止工：地すべりを止める施設

本計画策定時点で整備中の施設や、計画策定後に新たに整備された施設については、残りの計画期間や施設の点検サイクル等を勘案し、既に計画に位置づけられている施設の取扱いとの整合性に留意の上、適宜現行計画又は次期計画の対象施設として位置づけるものとする。

(3) 対象施設の種別・工種

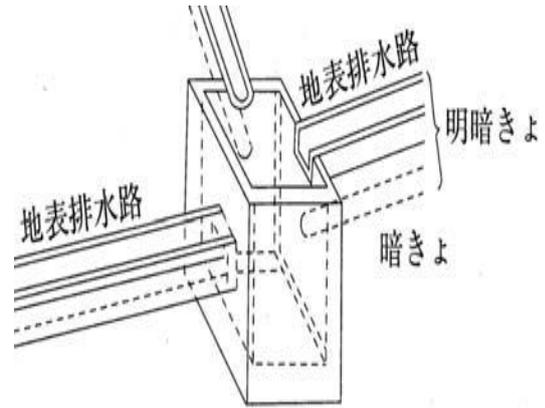
① 抑制工 680箇所



[水抜きボーリング工]



[集水井工]



[承水路工]

② 抑止工 249箇所



[鋼管杭工]



[擁壁工]

(4) 対象施設の現状

本県の地すべり防止施設については、昭和 37 年度から整備が進められており、施設整備から 50 年以上が経過し、鋼材類をはじめとして経年劣化が著しく進んでいる。また、水路工などでは、土砂による埋没など施設自体を確認できない施設が多く存在する。

(5) 計画期間

原則、令和3年度から令和8年度までの6年間とするが、本計画においては、「地すべり防止施設の個別施設計画（長寿命化計画）策定の手引き」（H29.3 農林水産省）に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間として個別施設計画を策定しており、この期間に対策が必要な施設数及び対策費用を計上する。

なお、計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

第2章 優先順位の考え方

将来にわたって地すべり防止施設を安全に利用していくため、①計画の作成、②点検、③健全度・重要度評価、④維持管理対策といったメンテナンスサイクルに基づき、対策の優先順位を設定のうえ、予防的な維持・補修を行っていくこととする。

優先順位の設定に当たっては、点検による施設機能の健全度の評価に加え、人家が近くにある場合等の立地特性や地すべり災害の履歴がある場合等の地すべりの活動性、地すべりを防止する機能を主に担っている施設の劣化等、地すべり防止機能の役割・重要度を考慮して整備を進める。

(1) 施設の健全度評価

「地すべり防止施設の個別施設計画（長寿命化計画）策定の手引き」（H29.3 農林水産省）をもとに、各施設の健全度を評価する。

施設の健全度の基準

施設の健全度	説明	
	施設の状態	求められる対応
健全度Ⅰ	明らかに機能が低下または喪失した状態	補修・補強・改修・更新
健全度Ⅱ	機能低下しているが容易に回復できる状態	軽微な補修
健全度Ⅲ	変状はあるが機能は維持されている状態	監視
健全度Ⅳ	変状が認められないか軽微である状態	問題なし

(2) 保全対象の重要度

公共施設の有無や人家数などの立地特性、及び地すべりの挙動状況による地すべり特性をもとに、保全対象の重要度を評価する。

立地特性

保全対象の重要度	保全する区域の状況
非重要	耕作放棄地
低	単独人家、一般農地
中	複数人家、整備農地
高	公共施設（病院、学校等）、ため池

地すべり特性

地すべり挙動状況	説明
低	地すべりの挙動無し
中	過去に変位履歴あり
高	現在変位中または災害履歴あり

(3) 優先度の設定

施設の健全度と保全対象の重要度をもとに、総合的に評価して施設ごとの優先度を設定する。

主な総合的評価の仕方は以下のとおりである。

施設の総合的評価

		施設の健全度			
		健全度Ⅰ	健全度Ⅱ	健全度Ⅲ	健全度Ⅳ
保全対象 の重要度	高	優先度①	優先度①	優先度②	優先度③
	中	優先度①	優先度①	優先度②	優先度③
	低	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④
	非重要	優先度①	優先度④	優先度④	優先度④

第3章 個別施設の状態

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の対策優先度については、以下のとおりである。

(1) 抑制工

(単位:箇所)

地区名	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④	合計
飯塚	3	1	0	1	5
筑後	1 2 2	3 8	8 0	4 2 7	6 6 7
行橋	7	0	0	1	8
合計	1 3 2	3 9	8 0	4 2 9	6 8 0

(2) 抑止工

(単位:箇所)

地区名	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④	合計
飯塚	0	0	5	0	5
筑後	3	4	1	2 3 4	2 4 2
行橋	0	0	0	2	2
合計	3	4	6	2 3 6	2 4 9

第4章 対策の内容等

(1) 対策の内容

点検・診断の結果、今回の計画期間（R3～R7）で対策を講じる必要がある施設は、優先度①に該当する135箇所とする。主な対策として、抑制工については、水抜きボーリングの孔内洗浄や更新、水路工の目地補修や更新を行い、抑止工については、堰堤工の更新、擁壁工の目地補修などを行う。

なお、上記以外の794箇所については、優先度の高い施設から次期計画（R9～R18）に計上するものとし、今後、経過観察・点検診断を実施する。

対策が必要な施設数

施設区分	飯塚	筑後	行橋	合計
抑制工	3	122	7	132
抑止工	0	3	0	3
合計	3	125	7	135

※本計画は、「地すべり防止施設の個別施設計画（長寿命化計画）策定の手引き」（H29.3 農林水産省）に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間として個別施設計画を策定しており、その期間で対策が必要な施設数135を計上している。

(2) 対策の実施時期・対策費用

実施時期は、施設の健全度及び保全対象の重要度を総合的に判断し、以下のとおりとする。

（費用：百万円）

施設区分	実施期間				合計	
	R3～R4		R5～R7		施設数	費用
	施設数	費用	施設数	費用		
抑制工	59	221	73	338	132	559
抑止工	3	149	0	0	3	149
計	62	370	73	338	135	708

（※1）実際の前算や事業費等とは異なる。また、計画期間内の改修・更新の予定は上表となるが、進捗状況等により計画の見直しを行う。

（※2）本計画においては、「地すべり防止施設の個別施設計画（長寿命化計画）策定の手引き」（H29.3 農林水産省）に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間として個別施設計画を策定しており、その期間で対策が必要な施設数135、費用708百万円を計上している。

地すべり防止区域の位置図

